

戦前期「外地」における新聞統合

里見脩

一 初めに

ドストエフスキーは名著『白痴』の中で、「人は自己の生まれる以前の事柄（歴史）について無知であるならば、いつまでも子供のままである」と喝破しているが、この言は歴史と真摯に向き合うことを忌避する現代日本に当てはまる。

歴史と向き合うには、誠実に事実を直視するというルールが存在する。誠実に直視する時初めて、真実を捉えることが出来るのであり、同時に、それは苦さや苦痛を伴う場合が多い。だが、それを回避すれば、「いつまでも」過去を克服することは出来ないであろう。

敗戦という事態に立ち至った国家の場合、「戦争の前後で、その認識がパラダイム変化を起す」と言われる。つまり、それまで当たり前のことであつたことが、当たり前のことでなくなり、それを思い出すには苦痛が伴う。ために、ある事柄は決定的に忘却され、ある事実を作り変えられる。

戦時期の新聞の対応について、「凶暴な軍部、特高警察による徹底した言論弾圧によって、新聞は筆を折られた」という説明がなされている。これは事実であろうか。

確かに「言論弾圧」は存在した。しかし、そのような弾圧に対し、組織的抵抗という血みどろの闘いを試み

た有力新聞社は一社として存在していない。元来「弾圧によって筆を折られた」という言い回しは、「新聞社には、戦争反対という意思が存在した」ことを前提としているのが、そうであろうか。「報道報国」の言葉が示すように、戦時下の新聞は「聖戦遂行の国策に順応する世論を喚起せしむ」ことを自らの使命に課した。それはたまたらずに「聖戦」と呼称したにも表れている。つまり新聞は諸手を挙げて戦争を進んで支持したのである。その支持という態度は自らの信念から発しているのならば、まだ許容できるものの、統制品であった新聞用紙の安定供給確保、発行部数の拡大という企業体としての営業目論見と一体のものであった、という事実が存在する。「企業体の利益追求」に血道を挙げるといふ、単なる「商売人」としての姿であり、遺憾ながら「気骨ある言論人」の姿ではない。

無論、「私企業」として利益を上げて組織を維持すること、それ自体は当然の行為である。だが「言論機関」を矜持とする企業（組織）の目的はあくまで国民の側に

立脚した「言論」にあり、「利益追求」はあくまで目的遂行の手段となる。ところが手段であるはずのものを目的とし、「戦争を商売の好機と捉えて、自ら進んで協力した」ところに、戦時期のメディアの過ちがある。

戦後の日本で、先の伝説が定着したのは、六〇年代における戦時期メディア研究に依るところが大きい。その研究では、戦時期の言論空間を公権力が、メディアを弾圧する構図で描き、言論統制機関「内閣情報局」のグロテスクな様を浮かび上がらせるもので、情報局の総裁を緒方竹虎、下村海南の朝日新聞副社長が、次長を久富達夫毎日新聞政治部長が務めたなど、公権力とメディアが馴れ、もたれ合う事実とは忘却されている。ともかくもメディアは、「被害者」という免責を口実に、歴史と誠実に向き合うことを回避し、現在に至っている。歴史とは決して過去のことではない。こうした戦時期の研究がなぜ重要であるのかと言えば、それが時間の連続性からして、現在を語ることもあるからだ。「利益追求を目的とし、政府と馴れ、もたれ合う」と

いう企業体としてのメディアが抱える問題は、チョムスキーが厳しく指摘するように、現代アメリカにおいても同様のものであり、また現代の日本でも過去の問題として歴史の闇に放置すべき事柄ではないのである。戦前期（過去）が現在に至るまでそのまま継続している状態を検証する題材は多々存在するが、その中でも新聞統合は興味深い。何故ならば、現在の新聞社の全国分布は戦時期に総力戦体制構築の一環として「一県一紙」をスローガンとして複数の新聞社が新聞事業令という法規により強制的に統合された言論統制のことである。地方紙の全てが統合、あるいは廃刊へ追い込まれた新たな出発を余儀なくされたことは事実である。しかし、一方で、地方紙は「県紙」として地位を保全され、全国紙に対抗し得る資本力を有した。敗戦を受けて地方紙は以前の状態に分裂せず、戦時統合を現在に至るまで継続していることは、弾圧の被害者という視点だけではその実像は把握できないことを示している。

拙書『新聞統合―戦時期におけるメディアと国家』

で、新聞統合の検証を試みた。

新聞統合が実施された時期は、▽満州では一九三六（昭和一一）年五月に開始、一九四二（昭和一七）年一月までに、約一〇〇紙が最終的に三紙に統合▽内地（国内）は一九三八（昭和一三）年八月に開始、一九四二（昭和一七）年一月までに九七三七紙が整理統合され、一県一紙体制に整備された▽朝鮮は一九四〇（昭和一五）年一月に開始、一九四二（昭和一七）年二月までに約三〇紙が二三紙に統合▽台湾は一九四四（昭和一九）年四月に六紙が一紙に統合された。即ち満州を実験場として、内地（国内）、朝鮮、台湾の順でなされた。

だが、課題として「外地」と呼ばれた満州、朝鮮、台湾における新聞統合の検証が残った。但し満州の新聞統合については不十分ではあるが、大筋の概要は把握した。満州が当時の日本国内の諸政策の「実験場」とされたことは、時系列からも理解できるが、外地における新聞統合を考察するに当たり、満州の新聞統合については拙書を要約する形で紹介する。

現在は台湾の新聞統合に関する資料の収集を試みている。国家図書館、国立台湾図書館（国立中央図書館台湾分館）、中央研究所台湾史研究所、台湾大学などで、台湾総督府関係文書を探したが、新聞統合に係る公文書を収集できないでいる。国内でもそうなのだが、収集できた新聞統合に係る公文書は少数に留まっている。敗戦を受けて多くの公文書が焼却されたが、台湾においても同様なのか、遺憾ながら分からない。

こうした中、収集できた資料は台湾総督府が発刊していた月刊誌「台湾時報」にいくつか、座談会の形で記事が掲載されている。月刊誌「台湾時報」を手掛かりに、台湾における新聞統合の概要を明らかにしたい。

二 満州における新聞統合

(一) 満州弘報協會の設立と活動

満州の言論統制の大きな流れは三段階に要約できる。第一段階は一九三二（昭和六）年から一九三六（昭和一

一）年八月までの満州事変―満州國建国という初期の時期で、関東軍が対外宣伝と対内言論統制を意図して國通を設立した。こうした初期の大雑把な言論統制は、一九三六（昭和一一）年九月に言論統制を目的とした満州弘報協會が設立されたことで終了した。次いで第二段階の昭和一一（一九三六）年九月から昭和一五年（一九四〇）年二月までは弘報協會が言論統制のシステムを構築するとともに既存の新聞社の整理統合を精力的に実施した。その整理統合は「全滿蒙の言論統制は、今やその完璧陣を完成しようとしている」『日本新聞年鑑（昭和一四年版）』と評されるまでになった。さらに第三段階は一九四一（昭和一六）年一月から満州國が崩壊する一九四五（昭和二〇）年八月までの時期で、満州國政府が弘報協會を解散し、新聞社法、満州國通信社法、記者法ら言論統制関係五法令を制定し直接的に言論統制を実施した。

精力的に新聞統合を実施した第二段階について、満州弘報協會が実施した新聞統合を検証しよう。弘報協會は、一九三五（昭和一〇）年秋に聯合支配人であった

古野伊之助が満州を訪問した際、関東軍の求めに応じ、「満州弘報協會結成要項案」と題した案を提出したのを契機としている。古野案は「通信社と新聞社の業務分担を明らかにして、通信社と新聞社との間の、および新聞社相互間のいたずらな重複と無駄を省くこと、そのために通信社を極力強化することを中心眼目とし、満州に於ける通信社と新聞社を全部包括する新しい組織を設立して、報道の能率、効果の増大を期そう」という内容で、すなわち「通信社と新聞社を包括する組織（満州弘報協會）の設立」と「通信社と新聞社の業務分担」を掲げているのが特徴だ。「業務分担」とは「主要なニュース取材は通信社が行い、新聞は通信社配信の記事を中心に、紙面を構成する」というもので、それは「國通作成のニュースで新聞のニュースを単一化・統制する」、つまりは「國通という通信社を中心とするメディア体制の確立」という構想でもある。

古野の案を下敷きとして今度は、満州國通信社（國通）の主幹であった里見甫が「満州弘報協會設立に関する

意見書」を作成し、関東軍へ提出した。里見の意見書は「通信社の通信網を整備、取材配置を充実し、新聞社をしてニュース供給を通信社に依頼せしめるに足るを要す。新聞社は取材目標を通信社ニュース以外の特殊ニュースのみに置き、取材機構を縮小して通信社と重複すべき労力と費用を節省すべし」「従来新聞社および通信社はニュース伝送のため電報あるいは電話により各別に送受せるため、一事件のため相互重複せる電報、電話を要したるも、協會はこれを通信社に委ねることによつて単一化せしめ、もつて多大なる労力と費用の節約を期すべし」などという内容である。

関東軍は里見の意見書に検討を加えたうえで、一九三五（昭和一〇）年一〇月二五日に「在滿輿論指導機關ノ機構統制案」を作成した。統制案は「満州ニ於ケル輿論ノ独立性ヲ確保シ、國策遂行ニ必要ナル宣伝ノ一元的統制並其實行ヲ的確容易ナラシメンカ為、日本官憲満州国官憲及滿鉄關係ノ新聞通信社ヲ統合シ其経営ノ合理化ヲ計ル」ことを「方針」に掲げて、「日本官憲

滿州國官憲及滿鉄ノ指導下ニアル新聞通信社等ヲ統合シ 滿州弘報協會ヲ組織ス」と明記した。さらに「日滿關係機關ハ協會ヲ把握指導スル」として、①協會ハ弘報委員會ヨリ輿論指導上ノ拠ニ関シ必要ノ指示ヲ受ク、②協會及協會内新聞、通信社ノ高級幹部ノ人事ハ 弘報委員會ノ同意ヲ得テ決定スル、③新聞社ノ新設ハ許サズ——、などの具体事項を提示している。この統制案の特徴は、滿州の主要な新聞、通信社で構成する「弘報協會」を新たに設立し、それを関東軍、滿州國らで構成する関東軍司令官直屬組織「弘報委員會」が把握指導し、言論統制の徹底化を意図したことにある。つまり、軍は上部に位置して、メディア自身に自らの統制を行わせるという形態だ。

統制案に基づいて、滿州國政府は一九三六（昭和一一）年四月に勅令「株式會社滿州弘報協會ニ関スル件」を公布した。この結果、滿州の唯一の通信社であり、滿州國が所管していた國通は、弘報協會に吸収された。また滿鉄の資本系列下にあった滿州日日新聞、大新京日報、哈

爾濱日日新聞（以上、邦字紙）、大同新報、盛京時報（以上、華字紙）、滿蒙日報（諺字紙）、マンチュリヤ・デーリー・ニュース（英字紙）の邦字、華字、諺字、英字の主要新聞七紙は表向きには独立した個々の会社経営を維持したものの、資本的には弘報協會に統合され、弘報協會がそれら新聞の幹部人事を含め実権を掌握した。

つまり「弘報協會が國通を直営（通信部）し、同時に加盟各新聞社の全株若くは過半数を所有し、資本的に完全に統制下に置いた」（『滿州の新聞と通信』）という運営形態が採られた。弘報協會の設立資金は、滿州國政府が國通を、滿鉄が新聞各社を現物出資（計一七五万円相当）さらに滿州電電が二五万円を出資して、同年九月に弘報協會は「資本金二百万円の株式会社」として発足した。

こうした滿州の言論統制を『文藝春秋（昭和一年五月号）』の「新聞匿名月評」は、「流石に軍部の徹底した勢力下に在るだけに、日本内地の電通、聯合会併、通信統制以上のことが滿州で行はれんとしつつある。御時

勢が希望する所の統一とか統制とかは、立派な一種の××××思想であり、××××的思想を多分に含んで居る。××××の上に、國家といふ二字を冠しただけで、堂々と〇〇思想として天下を横行し得、〇〇からも大いに歓迎せられる時勢だ。故に満州に於いて××××××的の新聞通信の一元化が実現した所で、不思議がるに及ばない」と厳しく批判。さらに弘報協會について「加盟した新聞社も各々の株の全部を弘報協會に提供協會はこれらの株と同額の株を発行し、それを大株主たる満鉄へ渡す。さすれば満鉄の財産も減らず、株式會社弘報協會は設立され、協會が各社を資本的に牛耳り得るといふことになる。要するに今まで満鉄の下に在った各社が、協會を介在しての満鉄の資本下になったのであり、それは単に資本関係だけで、監督権は立派に満鉄から関東軍に移ったのだ。かくして満州に於ける新聞の平面化、官報化、一元化の大事業は成立した」と皮肉を込めて論評している。

「年額」滿州國七〇万円、滿鉄、関東軍各一五〇万円、外務省一萬五千元、滿州電電三千元、駐滿海軍部二千元と分担支給した。また弘報協會の理事長には退役軍人で、マンチュリヤ・デリー・ニュース紙社長の高柳保之助が就任し、國通主幹の里見は國通が独立組織でなくなったことを理由に更迭された。

國通は編入されて「協會通信部」となったものの、實質的には著しく、その位置が強化された」。統制案の「國家の弘報宣傳機關の中枢を通信社（國通）に置き、共通ニュースは國通之を取材し、新聞社はその所在する土地のニュースの紙面製作に主力を注ぐ」という文言が示すように、ニュース発信を國通だけに絞り、新聞は國通が配信した記事で紙面を構成するというニュースの單一化が実施された。具体的には、國通は滿州國との間で「政府記事代行に関する件」という覚書を交わし、政府が発する重要事項は國通ニュースをもつて発表する形が採られ、國通記者の身分も「政府弘報要員」として取材上特別の便宜が供与された。つまり弘報協會を軸

とした満州の新たな言論統制の中で、國通は「弘報協會の中核となり、協會加盟（新聞）社の通信を統制すると共に、新聞未発行地の新聞社設立に当たって人材を派遣し、更に人事交流により全滿各紙の拡充強化に努力」（『通信社史』）というように、言論統制の実施機關の役目を務めた。

しかし一〇カ月後の一九三七（昭和一二）年七月に、國通は協會から分離して新たに「株式會社（資本金五〇万円）」として独立した。これは弘報協會通信部という形態は、「弘報協會創立の精神に対する理解の不十分と運営の不手際もあり、敏速果敢な機動力の發揮には遺憾を感じるに至り」（同）という理由によるものだ。國通の弘報協會からの分離独立は、古野が再び満州入りして関東軍に進言し、これを関東軍が了承して実現した。独立した國通は、一九三七（昭和一二）年四月、同盟との間に、①國通の社員は日本および中国では同盟の社籍に入り、同盟の社員は満州では國通の社籍に入る、②國通が発するニュースは日本および外国では同

盟ニュースとなり、日本および外国から発する同盟ニュースは満州では國通ニュースとなる——、という「姉妹提携」の契約を交わした。この結果、國通は「姉妹提携」とはいふものの、実態は同盟の満州支社となった。

また國通の社長には、大阪朝日新聞記者出身で時事新報の元編集局長を務めた森田久が就任し、森田は弘報協會の「理事長を兼務した。この兼務も古野の関東軍への「協會と國通の関係を依然表裏一体のものとして運営の妙を発揮せしめるため、両者の主宰者は同一人の兼務とすべきである」という進言によるものだ。

國通社長と弘報協會理事長を兼務（一九三七（昭和一二）年七月—一九四二（昭和一七）年七月）した森田は、新聞統合を主導し、辣腕を振るつた。満州の新聞は、『満州年鑑』の「昭和八年版（昭和七年一〇月末現在）」には「有保証金紙六八、無保証金紙三五、内・邦字日刊紙一八、華字日刊紙五、英字日刊紙二」と記されている。森田が整理統合に着手する一九三七（昭和一二）年の段階で、約六〇の新聞社が存在（複数紙を発刊している新

聞社もあり、紙数でいえば邦字紙だけでも日刊紙が五五紙、ほかに週刊、旬刊、月刊紙、さらに華字、英字、露字、諺字紙を合わせると一〇〇紙に及ぶと推計される。森田は新聞統合について、①新京、大連、奉天、ハルピンの四大都市を拠点として、一省一紙主義を目標とする、②これらは協会加盟の邦字紙、華字紙を各一紙残して、他紙は整理統合する、③ただし、人口と購買力から二紙を併存する余裕のある新京、奉天、ハルピンは、「民間新聞の存置を希望する声」を踏まえて、非加盟一紙の併存を認める、④文化程度も比較的低いし、購買力も豊かではない地方の地方紙は、タブロイド判として定価を安くする、⑤調子の低い新聞に満足しない読者は四大都市で発刊している新聞を購読するよう指導する、⑥英字、露字、諺字紙は弘報協會加盟の各一紙に整理統合する—という基準を設定し、整理統合を推進した。

この結果、一九四〇（昭和一五）年九月までに、およそ一八新聞社、二九紙（邦字紙一一、華字紙一五、諺字

紙一、英字紙一、露字紙二）にまで整理された。この一八の新聞社は協会へ加盟した新聞社であり、「協会加盟紙の発行部数は全滿新聞発行の九割を占めるに至った」（『滿州の新聞と通信』）と指摘されている。つまり弘報協會へ加盟しない新聞社は数社存在したが、いずれも弱小で整理される見通しにあり、この段階で滿州の新聞は、一八新聞社、二九紙と言っても誤りではない。以前に約六〇新聞社、一〇〇紙存在した滿州のメディアは、一八新聞社、二九紙に、つまり弘報協會が約四〇新聞社、約七〇紙を整理したのである。

こうした滿州における言論統制は「滿州國の新聞統制は極めて理想的に進捗しつつある。國通は弘報協會を背景として益々完備の域に進み、その弘報協會は資本金五百万円ならむとし、滿州日日新聞は本社を大連から奉天に移し、奉天、大連にて同時同様の二新聞を発刊し、防共の拠点、蒙疆地域は統制会社蒙疆新聞社の創刊されるにあり、全滿蒙の言論統制は、今やその完璧陣を完成しようとしている」（『日本新聞年鑑（昭和一四年

版』と、記している。新聞統合はその後も進められ、用紙、インクなど新聞製作に必要な物資不足もあるが、満州における新聞は一九四二(昭和一七)年一月には、邦字紙「満州日日新聞社」(奉天)、「満州新聞社」(新京)、華字紙「康徳新聞」の計三紙を数えるだけとなった。

(二) 実験場としての存在

こうした新聞統合について森田は執筆した論文(「満州の新聞は如何に統制されつつあるか」)の中で、「満州の新聞統合は、新聞を官化せしむるものとの非難もあるが、今日の如く、國際情勢が悪化逼迫し、これに対応する為には奉國一致の態勢を整えて行かねばならぬ時期に富つては、自由主義を基礎とする従来ジャーナリズムは清算されなければならぬ、國策の線に沿ふ新しいジャーナリズムが確立されなければならぬことは勿論であります。殊に満州國は、日滿漢蒙等の複合民族より成る國家であり、民族協和を建前とする

國であり、一方極端な言論統制に依り絶えず対日滿攻勢を続けているソ連と対峙している満州國としては、言論通信を自由に放任することは、対外的にも、対内的にも將又國家としても國民としても策を得たものではありません。協會の整理方針こそ真に新聞の使命を達成する所以であるといふ信念を持つて居ります」と、時局や満州の特殊性を強調した。

そのうえで、「日本の現状に徴しても、全國の都市に無数の新聞が乱立し、互いに競争する為、各社共に疲弊し、記者の資質は低下し、紙面は俗悪下し、社会を善導すべき新聞が却つて社会に迷惑を及ぼしつつある現状であります。更に乱立競争の弊の他の一面は、資本主義の鉄則に依つて弱小新聞が、中央の強大新聞に圧倒されつつある現勢であります。一國內に於て中央の二、三の新聞のみが独占的暴威を振ひ、地方新聞が薙ぎ倒された結果が、その國の文化と産業に及ぼす影響といふものは軽視出来ないであります。地方新聞が減び、中央新聞のみが残存する場合には、中央の文化と産業と

主張のみが代弁され、所謂言論通信上の頭熱足寒の悪病状を呈することになる。國家の富強を図るには地方の実力を培養するにありまますから、國策上由々しい問題を惹起する虞れがあります。この点に就いて（日本では當局が）夙に憂慮され、地方新聞の整理に着手されたと聞きますが、實際は地方小都市にある弱小新聞を勢を以つて廃刊せしめたるに過ぎず、少しく抵抗力ある新聞には手が着けてない。真に地方新聞を生かして行つて、その使命を遂行せしめ、新聞の中央集權を阻止するといふ点には、何等の努力が払われていないやうに見受けられるのであります。この意味では、満州國に於ては、弘報協會の成立に依り、これが対策に先鞭をつけたものと自負している次第であります」と、満州では日本に先んじて新聞統合を実施していることを誇示している。

「地方新聞を生かす」と森田が指摘する地方新聞は、名前だけのものに過ぎないことは明らかである。先に指摘したように加盟新聞はそれぞれ異なる新聞名（題

字）を名乗り独立経営であるかのように装っているものの、弘報協會が各紙の株式を保有して支配下に置いた。弘報協會は社長ら幹部の人事權を掌握したほか、國通が配信した記事で紙面を構成するよう指導するなど経営と編集の両面から「強力に統制」した。

弘報協會はそれだけでは不十分として、新聞を「非常時局に際し、國策に順應し、協力せしむるため」に毎週一回は主要紙の新京駐在者による「参与會」と呼称した會議を開き、この「参与會」には関東軍報道班、満州国総務庁弘報処、治安部らの代表者も出席し、弘報宣伝方針を決定し、さらに隔月には加盟各社の社長會議や編集、營業責任者會議を、弘報協會が主催して方針を伝達した。森田は「國策順應の点では一糸乱れざる統制の下に参与會で決定すれば、直ちに加盟新聞社を通じて実行に移す仕組みになつて居りまして、日本が最近になつて國策宣伝に新聞を総動員しているのに較べ、一日の長あるものとして誇っている次第であります」と、強調している。こうした文からは、言論統制の体制や新聞

統合の実施など「日本（内地）の実験場として、満州は先駆け実施している」という意識が浮き彫りとなる。

森田は戦後に、満州での活動を振り返り、「満州の問題など、私は古野伊之助の書いた脚本どおり踊らされたということですよ。弘報協會は極端な言論統制機関ですね。革新的な（言論統制の）見本を満州でやろうとしたわけです。当時の日本の官僚は満州でいろいろな統制の実験をしたんだ。満州は一応の実験場だったんだな。今から考えてみると私なんかも使われたわけだな。これ（弘報協會の活動）で、日本の言論統制も満州なみにはいかんけれども、一県一紙主義ができたわけだ」と、満洲と内地の言論統制の接点に古野伊之助が存在していたという証言を残している。

三 台湾における新聞統合

（一） 台湾の新聞

戦前、帝国日本の植民地であった台湾の実相は、満州

と同様、多くが不鮮明な状態にある。研究の手掛かりとして、台湾の植民地統治における言論統制について、台湾総督府の御用新聞である「台湾日日新報」の検証を通し、その実相を明らかにしたい。

植民地であった台湾で新聞が発刊されたのは、明治二九（一八九六）年「台湾新報」が最初に、次いで翌年の明治三〇（一八九七）年には「台湾日報」が創刊された。両紙はいずれも台湾在住の邦人向け日本語の日刊紙である。その特徴はいずれも創刊には台湾総督府が関与し、「台湾新報」は薩摩の総督樺山資紀の支持を受けた鹿児島出身者が、他方「台湾新聞」は長州の総督乃木希典により山口出身者が創刊し、植民地である台湾統治をめぐる薩長藩閥双方の主導権争いの道具として激しく競い合った。

明治三二（一八九八）年に児玉源太郎が総督に就任した。児玉は長州出身であったが、こうしたメディア状態を「台湾統治の妨げになる」と懸念し、その是正と総督府による言論政策の整備を民政長官後藤新平に指示し

た。これを受けて後藤は、台湾新報と台湾新聞両紙を強制的に合併し、同年五月新たに「台湾日日新報」を創刊させた。後藤は同紙を「植民地新聞たる本領」を発揮する新聞として、総督府による言論統制の中心に据えて、官報である「台湾総督府報」を付録として配布する権利を認め、その代金という形で補助金を供与した。

台湾日日新報の創刊初期は、邦人向けに日本語記事を主体としていたものの、現地人向けに僅かながら漢文記事も掲載していた。しかし一九〇五(明治三八)年七月、施政一〇周年を契機として同紙は全て日本語とし、別途に漢文の「漢文台湾日日新報」が新たに創刊された。しかし「漢文台湾日日新報」は一九一一(明治四四)年十一月に廃刊され、その後は以前の様に台湾日日新報に漢文欄が設けられた。こうした変遷は、総督府の現地人統治政策(皇民化)と密接な関係があると考えられる。台湾日日新報は一九〇三(明治三六)年には台中の対中毎日新聞(後に台湾新聞と改称)、台南新報(後に台湾日報と改称)を買収して系列下に於き、この三紙

は「台湾三大御用紙」と呼ばれた。

台湾の新聞が日本人経営の邦字紙出会った中で、現地台湾人により中国語紙(漢文紙)として創刊された新聞は「台湾民報」と「台湾商業新報」の二紙がある。「台湾民報」は東京に留学していた台湾の青年たちを中心として、台湾における台湾人の地位向上を意図して「新民会」という組織が一九二〇(大正九)年、東京で結成され、同年に在日台湾人を対象として雑誌「台湾青年」という機関誌が創刊された。「台湾青年」は二二(大正一一)年には「台湾」と改称、さらに二三(大正一二)年、四月、同誌の編集に携わっていた同人が東京で新聞「台湾民報」を創刊した。創刊時には月に二回発刊、記事は全て中国語で記述されたが、後に月三回(旬刊)、さらに週刊、日本語版も出された。二七(昭和二)年八月、台湾総督府が正式に同紙の台湾での発刊を「中国語版の他に日本語版も発刊する」という条件を付して承認、発刊された。二九(昭和四)年三月には「台湾新民報」と改称した。

しかし皇民化政策の強化に伴い、三七（昭和一二）年六月からは中国語版が停刊され、日本語版のみとなり、四一（昭和一六）年一月に「興南新聞」と改称し、総督府批判を抑制した編集方針へ改められた。この他に高雄では日刊邦字紙「高雄新聞」（昭和九年創刊）、花蓮では同「東台湾新報」（大正五年創刊）が存在した。

一方で総督府は、明治期に後藤民政長官がこうした新聞に対する言論統制法令も制定した。後藤民政長官は一八九八（明治三一）年に言論を厳しく統制する法令の制定にも着手し、二年後の一九〇〇（明治三三）年一月に台湾新聞条例、同年2月に台湾新聞紙発行保証金規則と台湾出版規則を發布した。法令制定に始動して以来發布まで約二年間を要したのは、台湾総督府が作成した原案と、内地（日本）における言論統制の基本法「新聞紙条例」との間に著しい差異が存在したためだ。内務省は内地と植民地台湾との法律の整合性を主張して難色を示したが、結局は後藤民政長官の折衝により台湾側原案がそのまま認められた。

内地の新聞紙条例と台湾の台湾新聞条例との差異は、①「発行」内地では届出制だが、台湾では許可制とした②「発売頒布禁止処分」内地では新聞紙条例改正の際に行政官庁（内務大臣）の権限から外し、司法（裁判所）の権限（司法処分）とした。しかし台湾では、行政処分（台湾総督）とした③「納本（検閲と深く関わる納本制度）」内地では発行と同時に納本（事後検閲）だが、台湾では発行の前に納本（事前納本）とした④「台湾以外からの新聞雑誌などの移入」内地では制限なしだが、台湾では事前検閲と移入制限とした——というように、総督が強大な権限を保有し、言論を厳しく統制する法的措置が講じられた。

この台湾新聞条例は、一九一七（大正六）年一二月に台湾新聞紙令に改正されたが、主要な部分は継続された。つまり植民地である台湾の新聞分布はじめ取り締まりの法令などの形態は、後藤民政長官によって形成されたと言える。

現地での調査は平成二七、二八、二九年の三年かけて

行つた。最初は検閲の実態検証を目的とし、国立台湾大学の付属図書館で「秘 台湾出版警察報」を調査した。

次いで新聞統合のプロセス検証を目的とし、台北市の国立中央研究所人文社会科学館で台湾総督府公文書を調査した。

先に収集した「秘 台湾出版警察報」は、検閲対象となつた新聞記事や雑誌記事の事例が具体的に記載されている。しかし、台湾大学付属図書館に所蔵されていたのは一九三〇（昭和五）年一月の「第六号」から三二（昭和七）年八月の「第三五号」まで二年半間の文書のみで、それ以外の期間の文書は所蔵されていなかった。

だが短期間の事例ではあるものの、貴重な具体的検閲の実態を明らかにしている。処分は「安寧秩序紊乱」と「風俗壊乱」の2つが対象とされた。また当局の検閲の仕方、事前検閲の台湾では、事後検閲の内地と異にし、検閲官が禁止すべき記事を事前に注意し、削除させる「下刷検閲」という形式が採用された。

一九三〇（昭和五）年一月の「第六号」から三二（昭

和七）年六月の「第三五号」まで掲載された二年半間の検閲処分件数は以下の様なものである。

「検閲処分件数」

昭和4（1929）年

▼台湾

「新聞雑誌」24（安寧）

「出版」38（安寧）

3

0（風俗）

▼内地からの移入

「新聞雑誌」

455（安寧）15（風俗）

「出版」1

52（安寧）211（風俗）

昭和5（1930）年

▼台湾

「新聞雑誌」47（安寧）

「出版」13（安寧）

8

（風俗）

▼内地からの移入

「新聞雑誌」535（安寧）10（風俗）

「出版」1

75 (安寧) 65 (風俗)

昭和6 (1931) 年

▼台湾

「新聞雑誌」18 (安寧) 1 (風俗) 「出版」47 (安寧) 26 (風俗)

▼内地からの移入

「新聞雑誌」693 (安寧) 14 (風俗) 「出版」239 (安寧) 63 (風俗)

上記図表の中で、例えば三二(昭和六)年一月―六月まで内地から移入した新聞雑誌で処分を受けたのは、新聞では大阪毎日9件 大阪朝日7件 東京日日5件 東京朝日3件 静岡日日5件 報知3件、雑誌は中央公論3件 改造1件などである。また出版物では、内地で名著と評された矢内原忠雄『帝國主義下の台湾』(岩波書店 1929年)が発禁処分とされている。これら内地から移入する新聞雑誌、出版物に比して台湾の新

聞雑誌、出版物の処分は少ないが、その理由は、①事前納本とそれに基づいた下刷検閲が徹底して行われていた ②外地から移入する新聞雑誌、出版物は厳しく制限された――と考えられる。

なお台湾総督府のこうした検閲については、河原功「日本統治期台湾での検閲の実態」と題する優れた先行研究がある。

(二) 台湾の新聞統合

台湾総督府の公文書の調査では、膨大な公文書から、四四(昭和一九)年に実施された新聞各社の整理統合(新聞統合)に関する公的資料を探した。しかし、所蔵されている中には、新聞統合に関する公文書を発掘できなかった。

ただし、台湾においては、戦時下で各種企業、団体の整理統合が四二(昭和一七)年から総督府の主導で行われていたことが、今回収集した「各種団体ノ整理統合二

関スル件」(昭和一七年九月三日付) 文書や、森田俊介台中州知事が長谷川清総督に宛てた「各種団体ノ整理統合ニ関スル件」(昭和一七年八月二日付) 文書から確認することが出来た。

また国立中央研究所人文社会科学館以外に、国家図書館分館や国立台湾大学付属図書で新聞統合に関する資料の調査収集を行った。国家図書館分館では「台湾日日新報」や「台湾時報」(台湾総督府編集)を収集した。台湾日日新報の四四(昭和一九)年三月二六日付け朝刊には一面に「島内日刊紙を統合 台湾新報創刊 来る四月一日より発行」の見出しで、統合する台湾日日新報(台北)、興南新聞(台北)、台湾新聞(台中)、台湾日報(台南)、高雄新報(高雄)、東台湾新報(花蓮)の六社の「進んで国策に準ずる」共同声明が掲載されている。アジア太平洋戦争が敗戦の様相を呈する四四(昭和一九)年当時、台湾で発刊されていた日刊紙は台湾日日新報(台北)、台湾新聞(台中)、台湾日報(台南)、興南新聞(台北)、高雄新聞(高雄)、東台湾新報(花蓮)

の六紙である。同年四月、総督府の指導の下で台湾日日新報を軸として六紙が統合し、新たに「台湾新報」が創刊された。この「台湾新報」の編集、印刷は内地の毎日新聞社員が出向して指導した。

指揮を執った総督府警務局保安課長の後藤吉五郎は台湾へ赴任する前に、沖縄県警察部長として沖縄の新聞統合を指導した実績を有している。沖縄では琉球新報、沖縄朝日、沖縄日報の三紙を統合し、四〇(昭和一九)年一二月に沖縄新報が創刊されたが、その統合は「有無を言わせぬという強圧的な姿勢」(『琉球新報八十年史』)であつたとされている。

総督府が発刊する月刊誌「台湾時報」(昭和一九年四月号)に掲載された「台湾新聞界の決戦体制」と題する座談会で、後藤保安課長は、総督府がこの時期に統合を実施した狙いについて、①内務省から「なぜ台湾の新聞は統合をやらないのかと言ふことを取り上げていた」という内務本省からの指示 ②総督府と島民が一体となつた「決戦報道機関を作り上げたい」という戦局悪化

に伴い言論統制を強化する ③「同じ記事を違った新聞社から出しているのは無駄だ」という資材の問題 ④「内地の一流新聞の記事募集、編集技術、印刷機能の全く新鮮なものをカバ―する」というように毎日新聞に委ねることでマンネリ化した既存の新聞を改める――などを明らかにしている。

現地台湾人が経営編集する「興南新聞」が反発したことが後藤保安課長の「こんどの新聞統合で一番通俗的に問題にされるのは興南新聞の処置です。内地化一元化政策が確立し、徴兵制も確立されるといふ時機にあつて興南を全面的な統合からはずして残すといふ意義は全然ない。(新しい新聞で) 内台人一昧となつて働く事が台湾統治の統治に明るさを与へる」という言葉から窺える。

毎日新聞に指導を委託したことについて後藤保安課長は直接触れず「契約によって刷新を必要とするポストにのみきてもらふことで約束が成り立っている。同じ(毎日新聞)経営のマニラ新聞、マカッサル新聞の陣

容より断然優秀な人が集まつた」などと説明している。『毎日新聞七十年史』(昭和二十九年)は「台湾総督府が全島六日刊紙の統合を企てたのを機に、一九年三月新聞経営について協力を求められた。台北の二紙(台湾日日、興南)は反目はなはだしく、統合を快し、とせぬものによつて不穏な計画さえあつた」と記述している。

四四(昭和一九)年四月一日に創刊された台湾新報の社長には総督府の坂口主税が就いた。坂口は東京帝大卒後に総督府へ入り、高雄、台北各州の知事を経た後、総督府を辞して台湾新報の社長に就任した。戦後は衆院議員、熊本市長を務めた。副社長は毎日新聞の伊藤金次郎、編集局長も毎日新聞の瀬口正央が就いた。台北市の台湾日日新聞の社屋と興南の工場施設を本社として現業員を含めて千人の社員、このうち毎日からは伊藤をはじめ十六人が出向した。発行部数は三十万(『毎日新聞七十年史』、併せて雑誌「旬刊台新」三万部を発刊した。四五(昭和二〇)年五月に本社は空襲で直撃弾を被るなどの被害を受けながら発刊に務め、敗戦を受け

て国民党軍に接収され、「台湾新生報」と改称された。

台湾の新聞統合は四四(昭和一九)年という時点まで実施されなかったのは、台湾は一つの島であり、統治は全島に行き届き、新聞社の数も総督府によつて制限され、地域に一紙という体制がすでに整備されていたことが挙げられよう。現地台湾人による興南新聞の抵抗はあつたものの、朝鮮などと比較してそれほどの混乱なく一紙に統合されたのは、米軍の台湾進攻も予期されるという危機感に加えて、上記のような理由があつたと推測され、これが日本国内や満州、朝鮮とは異なる点であらう。